

再就職に関する規制



秋田県総務部人事課

平成 28 年 3 月
(令和 5 年 6 月改正)

目 次

1	地方公務員法による退職管理の適正の確保の概要	1
2	再就職者による依頼等（働きかけ）の規制	2
3	働きかけ規制の範囲	3
4	退職管理の適正を確保するための措置	4
5	再就職情報の届出	5
6	人事委員会による監視体制の整備	7
7	罰則	8
8	参照条文	9

地方公務員法の一部改正等により、平成28年4月から退職管理の適正を確保するための措置として、再就職者による依頼等の規制を導入しています。

〔主な内容〕

県を離職後に営利企業等に再就職した場合、法律及び条例により、一定の事務について一定の期間、現職職員に対する働きかけが禁止されます（罰則あり）。

再就職者から働きかけを受けた現職職員には、人事委員会に対する届出が義務づけられます。

本庁課長級以上の職に就いていた職員が再就職した場合は、離職後2年間、再就職先等を県に届け出る必要があります。

問合せ先 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1

秋田県総務部人事課人事チーム

電話 018-860-1043

FAX 018-860-3855

メール jinjika@pref.akita.lg.jp

秋田県公式Webサイト <http://www.pref.akita.lg.jp/>

（総務部人事課 秋田県職員の再就職に関する規制について）

1 地方公務員法による退職管理の適正の確保の概要

1 元職員による働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止する。

	対象者	対象事務・対象行為	規制内容	期間	根拠
1	営利企業等への全ての再就職者	県と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関する働きかけ	禁止	離職後 2年間	法
2		県と再就職先との間の契約等事務であって自らが決定したものに関する働きかけ		定めなし	
3	離職前5年より前に本庁部長級だった再就職者	県と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する働きかけ	禁止	離職後 2年間	条例
4		県と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する働きかけ			

契約等事務 売買、貸借、請負その他の「契約」又は行政手続法に規定する「処分」に関する事務

働きかけ 職務上の行為をする（又はしない）ように要求（又は依頼）すること

2 退職管理の適正を確保するための措置

地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

3 再就職情報の届出

条例により、再就職した元職員に再就職情報の届出をさせることができるものとする。

4 その他

働きかけの規制違反に対する人事委員会による監視体制を整備するとともに、不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則などを設ける。

施行期日 平成28年4月1日

2 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

営利企業等への再就職者が、離職前5年間に在職した県の執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。

在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの範囲は異なります。（詳細は3ページ）

これらに違反する働きかけを受けた職員は、人事委員会に届け出なければなりません。（詳細は7ページ）

「営利企業等」とは、営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

「県の執行機関の組織等」とは、知事部局、教育委員会、警察本部、議会事務局等の範囲の組織のことをいいます。

「契約等事務」とは、再就職先の営利企業等やその子法人と県との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務などが該当します。

「要求又は依頼」には、契約等事務に関して作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も含まれます。

会計年度任用職員や条件付採用期間中の職員が再就職した場合は規制の対象外ですが、任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員が再就職した場合も規制の対象となります。

定年退職の場合だけでなく、定年前の退職や懲戒免職等の場合も規制の対象となります。

禁止される例

営利企業等に再就職した元職員 → 職員

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼

規制に違反する場合は、罰則があります。（詳細は8ページ）

再就職者への罰則	職員への罰則
<ul style="list-style-type: none">・ 規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象となります。・ 不正な行為を行うよう働きかけを行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。	<ul style="list-style-type: none">・ 届出義務に違反して届出を行わなかった場合、懲戒処分の対象となります。・ 不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ不正な行為を行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

3 働きかけ規制の範囲

再就職者の離職前に就いていたポストや働きかけの内容により規制範囲が異なります。

対象者	対象事務・対象行為	期間
1 営利企業等への全ての再就職者	県と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関する働きかけ	離職後2年間
	県と再就職先との間の契約等事務であって自らが決定したものに関する働きかけ	定めなし
2 離職前5年より前に本庁課長級以上だった再就職者	県と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する働きかけ	離職後2年間

「自らが決定した」とは、最終的な決裁者として決裁を行った場合のことをいいます。

離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた再就職者は、離職前5年間の職務に関する働きかけに加えて、離職前5年より前の当該職に就いていた時の職務に関する働きかけも禁止されます。

なお、次の場合は禁止されていません。

- ・ 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、地方独立行政法人等の業務を行うため必要な場合
- ・ 法令、県との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- ・ 法令に基づく申請・届出を行う場合
- ・ 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- ・ 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合
- ・ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として、人事委員会規則で定める場合において、人事委員会で定める手続により任命権者の承認を受けた場合（様式は22ページ）

4 退職管理の適正を確保するための措置

地方公務員法による規制のほか、出資法人等へ再就職する場合は、県の取扱いにより規制を設けています。

規制の内容

出資法人等が退職する職員の紹介を県へ依頼する場合は、再就職後に担当する業務、解決すべき課題等を明記した書面をもって行うものとします。

再就職する者の給料、報酬等の年間総額は、退職する時の職の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を基に計算する給与の年額を超えないものとします。ただし、勧奨による早期退職等で必要がある場合は、この限りではありません。

再就職した者が退職をする場合の退職金、功労金等については、その名称を問わず支給しないものとします。

退職者の再就職状況について、退職の翌年度に再就職等状況調査を実施し、調査結果を公表しています。

調査項目

- ・ 就業の状況
- ・ 再就職名称・再就職先役職・再就職年月日
- ・ 氏名・退職時の役職・再就職先名称等の公表への同意の有無（本庁課長級以上の退職者のみ）
- ・ 出資法人等に再就職した場合の給料等の額

公表項目

- ・ 再就職先等の区分ごとの人数
- ・ 再就職者の氏名・退職時役職・退職日・再就職先・再就職先役職・再就職日（本庁課長級以上の退職者のみ）
- ・ 出資法人等に再就職した者の給料等の状況
- ・ 給料等の年額の区分ごとの人数

公表方法

- ・ 秋田県公式Webサイトに掲載します。

5 再就職情報の届出

本庁課長級以上の職に就いていた者が、離職後2年間に再就職した場合は、一定事項を届け出なければなりません。

(1) 対象者

本庁課長級以上の職に就いていた者が対象となります。

(2) 届出が必要な場合

営利企業以外の団体に再就職した場合（報酬を得る場合に限る。）

営利企業に再就職した場合

(3) 届出が不要な場合

日雇い雇用の場合

（2）の の場合で103万円（ ）以下の報酬を得る場合

所得税法第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額（65万円）と同法第86条第2項に規定する基礎控除額（38万円）に相当する金額の合計額

割愛退職の場合（任命権者の要請に応じ地方公務員等となるため退職し、引き続
き地方公務員等となった場合）

定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員として採用された場合

(4) 届出事項

以下の事項について、記入してください。

氏名	生年月日	離職時の職	離職日	再就職日
再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位		

(5) 提出時期

再就職後、速やかに提出してください。

(6) 提出方法

秋田県電子申請・届出サービスにより、届出を提出してください。

U R L : https://s-kantan.jp/pref-akita-u/offer/offerList_initDisplay.action (秋田県電子申請・
届出サービス)

検索キーワード欄に「退職者の再就職」と入力・検索の上、「退職者の再就職等状況調査票／再就職の届出（本庁課長級以上）」から届出を提出してください。

退職者の再就職等状況調査票も併せて入力してください。

(7) 記入例

次ページの例を参考に記入してください。

(8) 公表

届出のあった再就職情報については、再就職状況調査の結果と併せて公表します。

(記入例)

様式第3号

再就職の届出

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住 所 秋田市山王 - -

氏 名 秋田 太郎

電話番号 - -

職員の退職管理に関する条例(平成27年条例第59号)第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 1 氏名	あきた たろう 秋田 太郎
2 生年月日	昭和 年 月 日
3 離職時の職	部 課長
4 離職日	令和 年 月 日
5 再就職日	令和 年 月 日
6 再就職先の名称	公益財団法人
7 再就職先の業務内容	に関する調査研究等
8 再就職先における地位	事務局長

6 人事委員会による監視体制の整備

職員が再就職者から働きかけを受けた場合は、人事委員会に届け出なければなりません。

届出が必要な場合

- ・ 職員が再就職者から働きかけ（詳細は2・3ページ）を受けた場合
届出が必要か判断に迷う場合は、人事課又は人事委員会事務局に相談してください。

届出内容

- ・ 再就職者から働きかけを受けた職員の職氏名
- ・ 働きかけをした再就職者の氏名、再就職先
- ・ 働きかけが行われた日時、内容等

届出方法

- ・ 「様式第2号 再就職者から依頼等を受けた場合の届出」（24ページ）に必要事項を記入して、人事委員会に届け出てください。

届出先

〒010-0951 秋田県秋田市山王4-1-2

秋田県人事委員会事務局職員課

電話 018-860-3251

働きかけ規制に違反する疑いがある場合は、人事課が調査を行います。

職員又は再就職者が規制違反行為を行った疑いがある場合は、人事委員会に報告した上で人事課が調査を行い、調査結果を人事委員会に報告します。

7 罰則

退職管理に関する規制に違反した場合には、罰則が適用されます。

(1) 営利企業等への再就職者に対する罰則

規制違反の内容	制裁措置
働きかけ	
再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように働きかけた場合を除く。）	10万円以下の過料
再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 現職職員に対する罰則

規制違反の内容	制裁措置
働きかけ	
職員が再就職者の働きかけに応じて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかった場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職のあっせん	
職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等に再就職することを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役
求職活動	
職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の再就職することを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

8 参照条文

- ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号） 抜粋
- ・ 職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第59号）
- ・ 人事委員会規則9-10（職員の退職管理）
 - 様式第1号 再就職者による依頼等の承認申請書
 - 様式第2号 再就職者から依頼等を受けた場合の届出
 - 様式第3号 再就職の届出
- ・ 人事委員会規則9-10（職員の退職管理）の運用について

第六節の二 退職管理

（再就職者による依頼等の規制）

第三十八条の二 職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合には、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。
- 3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職

手当通算法人在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

- 4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する处分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 6 第一項及び前二項の規定（第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。
 - 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを行つるために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行つために必要な場合
 - 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合
 - 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
 - 四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
 - 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）
 - 六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承

認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

- 7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。
- 8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に關して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（任命権者に対する調査の要求等）

第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に關する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

（地方公共団体の講ずる措置）

第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に關する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認めら

れる措置を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

(廃置分合に係る特例)

第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定（第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。

第五章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

五 地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

六 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人によ

る当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないようないよう要求し、又は依頼した再就職者（第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る。）

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役職員若しくは役職員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に關し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないようないよう要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないようないよう要求し、依頼し、又は唆したことの相手方であつて、同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第六十四条 第三十八条の二第一項、第四項又は第五項の規定（同条第八項の規定に基づく条例

が定められているときは、当該条例の規定を含む。)に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)は、十万元以下の過料に処する。

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万元以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第59号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いていた職員であった者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業（法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となったときその他人事委員会規則で定めるときを除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則 9 - 10 (職員の退職管理)

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十七年秋田県条例第五十九号。以下「条例」という。）第二条及び第三条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等)

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者及び法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（法第三十八条の二第一項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の二第二項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等
- 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社
- 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社
- 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社

(退職手当通算予定職員)

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時

に職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第六条 法第三十八条の二第四項及び第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 規則7-3（管理職手当）の規定による管理職手当の区分が一種の職（部長を除く。）
- 二 秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の規定による管理職手当の区分が一種の職
- 三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第四イ公安職俸給表(+)の職務の級八級以上に該当する職（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が就いている場合の職に限る。）

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等）

第七条 法第三十八条の二第四項及び第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた、地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者又は地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等）

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者及び法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第十一條 法第三十八条の二第六項第六号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受けた契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- 六 離職前五年間(再就職者が法第三十八条の二第四項に規定する職(同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものを含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- 七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- 八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)
- 九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容
- 十 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 職
- 四 依頼等をした再就職者の氏名
- 五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- 六 依頼等が行われた日時
- 七 依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職)

第十四条 法第三十八条の二第八項及び第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 規則7-3(管理職手当)の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職

二 秋田県企業職員給与規程の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等)

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者及び法第六十条第七号の部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第十六条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 規則7-3（管理職手当）の規定による管理職手当の区分が一種、二種又は三種の職
- 二 秋田県企業職員給与規程の規定による管理職手当の区分が一種、二種又は三種の職

（任命権者への再就職の届出を要しないとき）

第十七条 条例第三条の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となったとき
- 二 定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）として採用されたとき
- 三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得るとき

（任命権者への再就職の届出）

第十八条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第三条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の規則 9 10（職員の退職管理）（次項において「新規則」という。）第十七条の規定を適用する。
- 3 この規則の施行の日前に、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における新規則第十七条の規定の適用については、なお従前の例による。

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな)(氏名)	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
連絡先 TEL(- - -)	FAX(- - -)
勤務先(営利企業等)の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日 年 月 日	離職時の職	
所属・職	在職期間	職務内容
離職前5年間()の在職状況等	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する

該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

該当する

該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな) () 氏 名	所属・職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年　月　日

(宛先) 秋田県人事委員会委員長

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな)(氏名)	生年月日(年齢) 年　月　日生(　歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな)(氏名)	要求又は依頼が行われた日時 年　月　日　時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

再就職の届出

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住 所

氏 名

電話番号

職員の退職管理に関する条例(平成27年条例第59号)第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 1 氏名	
2 生年月日	年 月 日
3 離職時の職	
4 離職日	年 月 日
5 再就職日	年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	

人事委員会規則 9 - 10 (職員の退職管理) の運用について

(平成 27 年 12 月 25 日 人委 385 人事委員会事務局長通知)

人事委員会規則 9 - 10 (職員の退職管理)(以下「規則」という。) の運用について、次のとおり定めたので、平成 28 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

規則第 11 条関係

規則第 11 条の人事委員会が定めるものは、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

規則第 12 条関係

規則第 12 条に規定する人事委員会が定める様式は、様式第 1 号とする。

規則第 13 条関係

規則第 13 条に規定する人事委員会が定める様式は、様式第 2 号とする。

規則第 17 条関係

規則第 17 条第 3 号の人事委員会が定める額は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くこととなった日から起算して 1 年間につき、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 3 項第 1 号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第 86 条第 2 項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

規則第 18 条関係

規則第 18 条第 1 項に規定する人事委員会が定める様式は、様式第 3 号とする。